

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する
条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年(2015年) 2 月 26 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項に規定する委託費の支払を含む。）に係る支給認定保護者又は扶養義務者（以下「保護者等」という。）が負担すべき費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(利用者負担額等)

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項第1号から第3号まで（法附則第9条第1項の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ（1）若しくはロ（1）又は第3号イ（1））に規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額（以下「利用者負担額」という。）は、別表に定めるとおりとする。

2 法附則第6条第4項に規定する保育費用を保護者等から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、前項の例による。

(利用者負担額等の階層区分の変更)

第4条 市長は、特に保護者等の負担を軽減する必要があると認めるときは、当該保護者等に係る前条に規定する利用者負担額等の階層の区分を変更することができる。

(督促)

第5条 市長は、法附則第6条第4項の規定により保護者等から徴収する費用について、当該保護者等が納期限までに当該費用を完納しないときは、期限を指定して督

促状により督促しなければならない。

- 2 前項の規定により督促状に指定する期限は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町田市規則（以下「規則」という。）で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(町田市保育運営費徴収条例の廃止)

- 2 町田市保育運営費徴収条例（平成14年12月町田市条例第53号）は、廃止する。

(町田市立保育園設置条例の一部改正)

- 3 町田市立保育園設置条例（昭和34年10月町田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第3条を次のように改める。

(対象等)

第3条 保育園は、支給認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。以下同じ。）を入所の対象とする。

- 2 保育園に支給認定子どもを入所させようとする支給認定保護者（法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条第1項中「まで」の次に「(子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定

による1月当たり平均200時間（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定を受けている者にあつては、午前8時30分から午後4時30分まで)」を加え、同条を第6条とし、同条の前に次の2条を加える。

（保育料）

第4条 前条第2項の規定により保育園に入所する支給認定子どもの支給認定保護者は、保育料を指定された期限までに納付しなければならない。この場合において、当該支給認定保護者が納付すべき額は、当該保育料から法第27条第5項の規定により市長が当該支給認定保護者の代わりに受領する施設型給付費を控除した額とする。

2 前項の保育料の額は、法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とする。

（督促）

第5条 市長は、支給認定保護者が納期限までに前条第1項の保育料を完納しないときは、期限を指定して督促状により督促しなければならない。

2 前項の規定により督促状に指定する期限は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日とする。

別表（第3条関係）

1 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにおける利用者負担額表

教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額 (円)
階層区分	定義	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永	0

	住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者が属する世帯		
B—1	A階層を除く世帯	ひとり親世帯等のうち、市町村民税非課税世帯又は均等割のみ課税されている世帯	0
B—2	で教育を	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等を除く。)	3,000
C	受ける年度(4月から8月まで)	均等割のみ課税されている世帯(ひとり親世帯等を除く。)	3,000
D—1	ら8月まで	所得割が12,000円未満の世帯	10,800
D—2	では、前	所得割が12,000円以上30,000円未満の世帯	11,500
D—3	年度。以下同じ。)	所得割が30,000円以上48,600円未満の世帯	11,900
D—4	の市町村民税が右	所得割が48,600円以上52,000円未満の世帯	13,300
D—5	の区分に	所得割が52,000円以上56,000円未満の世帯	14,700
D—6	該当する	所得割が56,000円以上77,101円未満の世帯(ひとり親世帯等に限る。)	15,100
D—7	世帯	所得割が56,000円以上77,101円未満の世帯(ひとり親世帯等を除く。)	16,100
D—8		所得割が77,101円以上80,000円未満の世帯	18,100
D—9		所得割が80,000円以上211,201円未満の世帯	20,500
D—10		所得割が211,201円以上256,301円未満の世帯	25,700
D—11		所得割が256,301円以上の世帯	25,700

2 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにおける利用者負担額表

保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分	利用者負担額の月額(円)
----------------------	--------------

階層 区分	定義		保育標 準時間 認定者	保育短 時間認 定者
A	生活保護法の規定による保護を受けている者又は中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律の規定による支援給付を受けている者が属する世帯		0	0
B—1	A階層 を除く	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等に限 る。)	0	0
B—2	世帯で 保育を 受ける	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等を除 く。)	1,300	1,200
C		均等割のみ課税されている世帯	3,800	3,600
D—1	年度の	所得割が12,000円未満の世帯	4,300	4,100
D—2	市町村	所得割が12,000円以上30,000円未満の世帯	4,900	4,700
D—3	民税が	所得割が30,000円以上48,600円未満の世帯	5,600	5,100
D—4	右の区	所得割が48,600円以上52,000円未満の世帯	7,100	6,600
D—5	分に該	所得割が52,000円以上56,000円未満の世帯	8,600	8,100
D—6	当する	所得割が56,000円以上60,000円未満の世帯	10,100	9,100
D—7	世帯	所得割が60,000円以上68,000円未満の世帯	12,300	11,300
D—8		所得割が68,000円以上80,000円未満の世帯	14,200	13,200
D—9		所得割が80,000円以上96,000円未満の世帯	16,000	14,500
D—10		所得割が96,000円以上116,000円未満の世帯	17,600	16,100
D—11		所得割が116,000円以上139,000円未満の世帯	19,400	17,900
D—12		所得割が139,000円以上162,000円未満の世帯	20,400	18,400
D—13		所得割が162,000円以上185,000円未満の世帯	21,400	19,400

D—14	所得割が185,000円以上208,000円未満の世帯	23,000	21,000
D—15	所得割が208,000円以上232,000円未満の世帯	24,500	22,500
D—16	所得割が232,000円以上258,000円未満の世帯	25,800	23,800
D—17	所得割が258,000円以上285,000円未満の世帯	27,100	25,100
D—18	所得割が285,000円以上313,000円未満の世帯	28,600	26,600
D—19	所得割が313,000円以上343,000円未満の世帯	30,300	28,300
D—20	所得割が343,000円以上373,000円未満の世帯	31,600	29,600
D—21	所得割が373,000円以上407,000円未満の世帯	33,100	31,100
D—22	所得割が407,000円以上441,000円未満の世帯	34,700	32,700
D—23	所得割が441,000円以上501,000円未満の世帯	36,400	34,400
D—24	所得割が501,000円以上の世帯	37,200	35,200

3 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにおける利用者負担額表

保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額（円）	
階層区分	定義	保育標準時間認定者	保育短時間認定者
A	生活保護法の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者が属する世帯	0	0
B—1	A階層を除く 市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等に限る。）	0	0
B—2	世帯で 市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等を除く）	1,500	1,400

	保育を	く。)		
C	受ける	均等割のみ課税されている世帯	4,400	4,200
D—1	年度の	所得割が12,000円未満の世帯	5,000	4,500
D—2	市町村	所得割が12,000円以上30,000円未満の世帯	5,600	5,100
D—3	民税が	所得割が30,000円以上48,600円未満の世帯	6,300	5,800
D—4	右の区	所得割が48,600円以上52,000円未満の世帯	7,500	7,000
D—5	分に該	所得割が52,000円以上56,000円未満の世帯	9,700	9,200
D—6	当する	所得割が56,000円以上60,000円未満の世帯	12,900	11,900
D—7	世帯	所得割が60,000円以上68,000円未満の世帯	16,400	14,900
D—8		所得割が68,000円以上80,000円未満の世帯	19,200	17,700
D—9		所得割が80,000円以上96,000円未満の世帯	22,300	20,300
D—10		所得割が96,000円以上116,000円未満の世帯	25,100	23,100
D—11		所得割が116,000円以上139,000円未満の世帯	27,900	25,900
D—12		所得割が139,000円以上162,000円未満の世帯	29,700	27,700
D—13		所得割が162,000円以上185,000円未満の世帯	31,500	29,500
D—14		所得割が185,000円以上208,000円未満の世帯	34,200	32,200
D—15		所得割が208,000円以上232,000円未満の世帯	36,600	34,600
D—16		所得割が232,000円以上258,000円未満の世帯	39,100	37,100
D—17		所得割が258,000円以上285,000円未満の世帯	41,400	39,400
D—18		所得割が285,000円以上313,000円未満の世帯	43,600	41,600
D—19		所得割が313,000円以上343,000円未満の世帯	45,800	43,800
D—20		所得割が343,000円以上373,000円未満の世帯	48,000	46,000
D—21		所得割が373,000円以上407,000円未満の世帯	50,500	48,500
D—22		所得割が407,000円以上441,000円未満の世帯	53,000	51,000
D—23		所得割が441,000円以上501,000円未満の世帯	55,500	53,500

D—24	所得割が501,000円以上の世帯	58,800	56,800
------	-------------------	--------	--------

備考

- 1 保育標準時間認定者とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定を受けている者をいう。
- 2 保育短時間認定者とは、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定を受けている者をいう。
- 3 支給認定子どもが属する世帯に規則で定める子ども（当該支給認定子どもを含む。）が2人以上いる場合における当該支給認定子どもの利用者負担額については、これらの子どものうち最も年齢の高い子どもから順に数えて1人目にあつては右欄に掲げる額を、2人目にあつては当該額に2分の1を乗じて得た額を適用し、3人目以降にあつては0円とする。
- 4 1の表から3の表までの規定にかかわらず、市長は、支給認定子どもが特別利用教育を受けているときその他現に受けている支給認定に係る支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下「支給認定区分」という。）以外の区分の利用者負担額を適用することが適当と認めるときは、支給認定区分以外の区分の利用者負担額を適用することができる。
- 5 1の表から3の表までの規定の適用については、規則で定めるとおりとする。

町田市立保育園設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、保育所(以下「保育園」という。)を設置する。</p> <p><u>(対象等)</u></p> <p>第3条 保育園は、支給認定子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。以下同じ。)を入所の対象とする。</p> <p>2 保育園に支給認定子どもを入所させようとする支給認定保護者(法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。)は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p><u>(保育料)</u></p> <p>第4条 前条第2項の規定により保育園に入所する支給認定子どもの支給認定保護者は、保育料を指定された期限までに納付しなければならない。この場合において、当該支給認定保護者が納付すべき額は、当該保育料から法第27条第5項の規定により市長が当該支給認定保護者の代わりに受領する施設型給付費を控除した額とする。</p> <p>2 前項の保育料の額は、法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)とする。</p> <p><u>(督促)</u></p> <p>第5条 市長は、支給認定保護者が納期限までに前条第1項の保育料を完納しないときは、期限を指定して督促状により督促しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により督促状に指定する期限</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 第1条 本市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づき、保育所(以下「保育園」という。)を設置する。</p> <p><u>(保育の実施)</u></p> <p>第3条 保育園は、市長が保育に欠けると認める乳児、幼児を保護者の委託をうけて保育する。</p>

町田市立保育園設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日とする。</u></p> <p>(保育時間)</p> <p><u>第6条</u> 保育園の保育時間は、午前7時から午後6時まで(子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均200時間(1日当たり8時間までに限る。))の保育必要量の認定を受けている者にあつては、<u>午前8時30分から午後4時30分まで)</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>(休園日)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> 略</p>	<p>(保育時間)</p> <p><u>第4条</u> 保育園の保育時間は、午前7時から午後6時までとする。</p> <p>2 略</p> <p>(休園日)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> 略</p>